

## 議第 2 号

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

檀原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年檀原市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「一般不妊治療費」を「一般不妊治療費及び不育治療費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 一般不妊治療費の助成事務に加え、不育治療費の助成事務においても個人番号を利用するため、所要の改正を行うもの

### 議第 3 号

檀原市行政不服審査法施行条例及び檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

檀原市行政不服審査法施行条例及び檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市行政不服審査法施行条例及び檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(檀原市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 檀原市行政不服審査法施行条例(平成 28 年檀原市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 4 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

第 16 条第 3 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 4 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

(檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 檀原市固定資産評価審査委員会条例(昭和 31 年檀原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。第 10 条第 1 項第 2 号において「情報通信技術利用法」という。)第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。第 10 条第 1 項第 2 号において「デジタル行政推進法」という。)第 6 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項第 2 号中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「デジタル行政推進法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、関係  
条例を整備するもの

#### 議第4号

檀原市監査委員に関する条例の一部改正について

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

檀原市監査委員に関する条例（昭和39年檀原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条中「法第243条の2」を「法第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理由 地方自治法の一部改正により、所要の規定の整理を行うもの

## 議第 5 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の一部改正について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例（令和元年檀原市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、檀原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成 23  
年檀原市条例第 16 号）第 4 条の次に 11 条を加える改正規定（第 10 条に係る部分に限  
る。）中「給与条例」を「檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年檀原市条  
令第 29 号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第 14 条の次に次の 2 条を加える。

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第 15 条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 31 年檀原市条例第 16 号）の一部を次  
のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓につ  
いては、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 16 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年檀  
原市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「報酬」の次に「及び給料」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

3 第 16 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関  
する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の  
災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員のサービスの宣誓、公務災害補償に係る補償基礎額等について、所要の規定の整備を行うもの

議第 6 号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に  
ついて

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年檀原市条例  
第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|                 |        |           |   |
|-----------------|--------|-----------|---|
| 檀原市農業委員会の<br>委員 | 会長     | 月額 58,000 | 〃 |
|                 | 小委員会委員 | 月額 38,000 | 〃 |
|                 | その他委員  | 月額 21,000 | 〃 |
| 檀原市農地利用最適化推進委員  |        | 月額 20,000 | 〃 |

」

を

「

|                 |        |                                                                                 |   |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------|---|
| 檀原市農業委員会の<br>委員 | 会長     | 基本給 月額 52,000<br>能率給 年額 国から交付さ<br>れる農地利用最適化交付金(以<br>下「交付金」という。)の範囲<br>内で市長が定める額 | 〃 |
|                 | 小委員会委員 | 基本給 月額 41,000<br>能率給 年額 交付金の範囲<br>内で市長が定める額                                     | 〃 |
|                 | その他委員  | 基本給 月額 34,000<br>能率給 年額 交付金の範囲                                                  | 〃 |

|                |               |                            |   |
|----------------|---------------|----------------------------|---|
|                |               | 内で市長が定める額                  |   |
| 檀原市農地利用最適化推進委員 | 基本給 月額 32,000 | 能率給 年額 交付金の範囲<br>内で市長が定める額 | 〃 |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理由 檀原市農業委員会の委員及び檀原市農地利用最適化推進委員の報酬について、農地利用の最適化の推進に係る能率給を新たに定めるとともに、基本給の見直しを行うもの

## 議第 7 号

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の  
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の一般職の職  
員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び檀原市の  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

( 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 )

第 1 条 檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( 平成 2 0 年檀原  
市条例第 2 0 号 ) の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

( 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間における給料月額に関する特例  
措置 )

第 7 条 特定任期付職員の令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間におけ  
る給料月額は、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定に定める  
額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じ  
て得た額を減じた額とする。ただし、第 7 条第 3 項に規定する特定任期付職員業績手  
当及び給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに檀原市の一  
般職の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 に規定する退職手当の基本額の算出  
の基礎となる給料月額は、この限りでない。

( 1 ) 1 号給 1 0 0 分の 3

( 2 ) 2 号給及び 3 号給 1 0 0 分の 4

( 3 ) 4 号給から 8 号給まで 1 0 0 分の 5

( 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 2 条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例 ( 昭和 3 2 年檀原市条例第 2 9 号 ) の  
一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

( 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間における給料月額に関する特例

措置)

24 この条例の規定の適用を受ける職員の令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料の月額、第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（第9条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

(1) 6級 100分の3

(2) 7級 100分の4

(3) 8級 100分の5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 国家公務員の給与水準及び本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和2年4月から令和4年3月までの間、管理職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの

議第 8 号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成 2 4 年檀原市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|                   |                                           |        |
|-------------------|-------------------------------------------|--------|
| 檀原市母子保健推進協議会      | 母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務              | 10 人以内 |
| 檀原市予防接種健康被害等調査委員会 | 檀原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務 | 10 人以内 |

」

を

「

|                   |                                           |        |
|-------------------|-------------------------------------------|--------|
| 檀原市母子保健推進協議会      | 母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務              | 10 人以内 |
| 檀原市予防接種検討委員会      | 予防接種事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務              | 8 人以内  |
| 檀原市予防接種健康被害等調査委員会 | 檀原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務 | 10 人以内 |

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|                      |           |   |
|----------------------|-----------|---|
| 檀原市母子保健推進協議会の委員      | 日額 10,000 | 〃 |
| 檀原市予防接種健康被害等調査委員会の委員 | 日額 10,000 | 〃 |

」

を

「

|                      |           |   |
|----------------------|-----------|---|
| 檀原市母子保健推進協議会の委員      | 日額 10,000 | 〃 |
| 檀原市予防接種検討委員会の委員      | 日額 10,000 | 〃 |
| 檀原市予防接種健康被害等調査委員会の委員 | 日額 10,000 | 〃 |

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、檀原市予防接種検討委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第 9 号

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年檀原市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理由 児童福祉法の一部改正により、放課後児童指導員の資格要件に係る経過措置期間  
について見直しを行うため、所要の改正を行うもの

## 議第 10 号

### 檀原市印鑑条例の一部改正について

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

### 檀原市印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市印鑑条例（昭和 52 年檀原市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「15 歳未満の者及び成年被後見人は」を「次に掲げる者は」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）15 歳未満の者

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 3 条第 1 項ただし書中「登録申請者」の次に「（成年被後見人を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 成年被後見人が印鑑の登録を受けようとする場合は、当該成年被後見人自ら出頭し、かつ、その者の法定代理人が同行して当該印鑑の登録に同意したことを証する書面を提出しなければならない。

第 6 条第 2 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備  
に関する法律の制定等により、印鑑の登録の資格等について所要の改正を行うもの

## 議第 1 1 号

### 檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

### 檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成 9 年檀原市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

別表日高山団地の項中「上飛驒町」を「飛驒町及び上飛驒町」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の檀原市営住宅条例第 4 2 条第 3 項の規定は、同項に定める支払期がこの条例の施行の日以後である場合の利息について適用し、支払期がこの条例の施行の前日である場合の利息については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後の日高山団地の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 民法の一部改正及び日高山団地建替事業の実施により、所要の改正を行うもの

## 議第12号

橿原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

橿原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(橿原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市道路占用料に関する条例（昭和31年橿原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第5条 占用料に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、橿原市税外債権管理条例（令和元年橿原市条例第36号）第7条及び附則第3条の規定の例による。この場合において、これらの規定中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」とあるのは、「特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）」と読み替える。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料額

| 占用物件                           |        | 基準 |    | 単位に対する占用料（単位 円） |
|--------------------------------|--------|----|----|-----------------|
|                                |        | 期間 | 単位 |                 |
| 法第32条<br>第1項第1<br>号に掲げる<br>工作物 | 第1種電柱  | 年  | 1本 | 730             |
|                                | 第2種電柱  |    |    | 1,100           |
|                                | 第3種電柱  |    |    | 1,500           |
|                                | 第1種電話柱 |    |    | 650             |
|                                | 第2種電話柱 |    |    | 1,000           |
|                                | 第3種電話柱 |    |    | 1,400           |
|                                | その他の柱類 |    |    | 65              |

|                               |                           |         |       |       |
|-------------------------------|---------------------------|---------|-------|-------|
|                               | 共架電線その他上空に設ける線類           |         | 1メートル | 7     |
|                               | 地下に設ける電線その他の線類            |         |       | 4     |
|                               | 路上に設ける変圧器                 | 1個      |       | 640   |
|                               | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所     |         |       | 1,300 |
|                               | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |         |       | 550   |
|                               | 地下に設ける変圧器                 | 1平方メートル |       | 390   |
|                               | 広告塔                       |         |       | 4,300 |
|                               | その他のもの                    |         |       | 1,300 |
| 法第32条<br>第1項第2<br>号に掲げる<br>物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 年       | 1メートル | 27    |
|                               | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |         |       | 39    |
|                               | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |         |       | 59    |
|                               | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |         |       | 78    |
|                               | 外径が0.2メー                  |         |       | 120   |
|                               |                           |         |       |       |

|                          |                     |           |   |         |                |
|--------------------------|---------------------|-----------|---|---------|----------------|
|                          |                     |           |   |         |                |
| トル以上0.3メートル未満のもの         |                     |           |   |         |                |
| 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの |                     |           |   |         | 160            |
| 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |                     |           |   |         | 270            |
| 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |                     |           |   |         | 390            |
| 外径が1.0メートル以上のもの          |                     |           |   |         | 780            |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設   |                     |           | 年 | 1平方メートル | 1,300          |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設        | 地下街及び地下室            | 階数が1のもの   | 年 | 1平方メートル | Aに0.005を乗じて得た額 |
|                          |                     | 階数が2のもの   |   |         | Aに0.008を乗じて得た額 |
|                          |                     | 階数が3以上のもの |   |         | Aに0.01を乗じて得た額  |
|                          | 上空に設ける通路            |           |   |         | 2,100          |
|                          | 地下に設ける通路            |           |   |         | 1,300          |
|                          | その他のもの              |           |   |         | 1,300          |
|                          |                     |           |   |         |                |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設        | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの |           | 日 | 1平方メートル | 43             |
|                          | その他のもの              |           | 月 |         | 430            |
| 道路法施行                    | 看板（ア）               | 一時的       | 月 | 1平方メートル | 430            |

|                                       |                                  |                     |   |         |       |
|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------|---|---------|-------|
| 令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件 | 一チであるものを除く。）                     | に設けるもの              |   |         |       |
|                                       |                                  | その他もの               | 年 |         | 4,300 |
|                                       | 標識                               |                     | 年 | 1本      | 1,000 |
|                                       | 旗ざお                              | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 日 |         | 43    |
|                                       |                                  | その他もの               | 月 |         | 430   |
|                                       | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）     | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 日 | 1平方メートル | 43    |
|                                       |                                  | その他もの               | 月 |         | 430   |
|                                       | アーチ                              | 車道を横断するもの           | 月 | 1基      | 4,300 |
|                                       |                                  | その他もの               |   |         | 2,100 |
|                                       | 令第7条第2号に掲げる工作物                   |                     | 年 | 1平方メートル | 1,300 |
|                                       | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                     | 月 | 1平方メートル | 430   |

|                               |                                       |           |   |         |                |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------|---|---------|----------------|
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 |                                       |           |   |         | 130            |
| 令第7条第8号に掲げる施設                 | トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの |           | 年 | 1平方メートル | Aに0.014を乗じて得た額 |
|                               | 上空に設けるもの                              |           |   |         | Aに0.023を乗じて得た額 |
|                               | 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの               | 階数が1のもの   |   |         | Aに0.005を乗じて得た額 |
|                               |                                       | 階数が2のもの   |   |         | Aに0.008を乗じて得た額 |
|                               |                                       | 階数が3以上のもの |   |         | Aに0.01を乗じて得た額  |
|                               | その他のもの                                |           |   |         | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第9号に掲げる施設                 | 建築物                                   |           |   |         | Aに0.014を乗じて得た額 |
|                               | その他のもの                                |           |   |         | Aに0.01を乗じて得た額  |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場        | 建築物                                   |           |   |         | Aに0.023を乗じて得た額 |
|                               | その他のもの                                |           |   |         | Aに0.01を乗じて得た額  |

|                     |                                                 |                |  |                |
|---------------------|-------------------------------------------------|----------------|--|----------------|
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの                         |                |  | Aに0.014を乗じて得た額 |
|                     | 上空に設けるもの                                        |                |  | Aに0.023を乗じて得た額 |
|                     | その他のもの                                          |                |  | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具      |                                                 |                |  | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第13号に掲げる施設      | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの |                |  | Aに0.014を乗じて得た額 |
|                     | 上空に設けるもの                                        |                |  | Aに0.023を乗じて得た額 |
|                     | その他のもの                                          |                |  | Aに0.033を乗じて得た額 |
| その他前各項により難い占用       |                                                 | 前各項に準じて市長が定める額 |  |                |

(檀原市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 檀原市準用河川管理条例（平成12年檀原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表のうち流水・土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

流水・土地占用料

| 区分    |     | 種別           | 単位                 | 占用料    | 摘要       |
|-------|-----|--------------|--------------------|--------|----------|
| 流水占用料 |     | 発電以外の用に供するもの | 毎秒1立方メートル<br>1年につき | 5,230円 |          |
| 土地    | 工作物 | 第1種電柱        | 1本                 | 730円   | 組立鉄柱又はH柱 |

|          |           |                                      |                                   |                        |                       |
|----------|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 占 用<br>料 | による<br>占用 |                                      | 1年につき                             |                        | は、2本とみなす。             |
|          |           | 第2種電柱                                | 1本<br>1年につき                       | 1, 100<br>円            |                       |
|          |           | 第3種電柱                                | 1本<br>1年につき                       | 1, 500<br>円            |                       |
|          |           | 第1種電話柱                               | 1本<br>1年につき                       | 650円                   | 組立鉄柱又はH柱<br>は、2本とみなす。 |
|          |           | 第2種電話柱                               | 1本<br>1年につき                       | 1, 000<br>円            |                       |
|          |           | 第3種電話柱                               | 1本<br>1年につき                       | 1, 400<br>円            |                       |
|          |           | 公衆電話所                                | 1個<br>1年につき                       | 1, 300<br>円            |                       |
|          |           | 埋<br>設<br>又<br>は<br>架<br>設<br>管<br>類 | 外径が0.1メートル<br>4メートル未満のもの          | 1メートル<br>1年につき<br>160円 |                       |
|          |           |                                      | 外径が0.1メートル<br>4メートル以上0.7メートル未満のもの | 1メートル<br>1年につき<br>270円 |                       |
|          |           |                                      | 外径が0.7メートル<br>1メートル以上1.0メートル未満のもの | 1メートル<br>1年につき<br>390円 |                       |
|          |           |                                      | 外径が1.0メートル<br>1.0メートル以上のもの        | 1メートル<br>1年につき<br>780円 |                       |
|          |           | 仮設建築物                                | 1平方メートル                           | 130円                   | 工事用建築物その              |

|  |     |                    |                  |             |           |
|--|-----|--------------------|------------------|-------------|-----------|
|  |     |                    | 1年につき            |             | 他これに類するもの |
|  |     | 通路橋、通路             | 1平方メートル<br>1年につき | 1, 270<br>円 |           |
|  |     | その他前各項により<br>難い工作物 | 1平方メートル<br>1年につき | 2, 600<br>円 |           |
|  | その他 | 原形のままの占<br>用       | 1平方メートル<br>1年につき | 130円        |           |
|  |     | 養魚                 | 1平方メートル<br>1年につき | 350円        |           |

(檀原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 檀原市法定外公共物管理条例（平成15年檀原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 区分                                                             |                     | 基準 |       | 単位に対する使用料<br>(単位 円) |
|----------------------------------------------------------------|---------------------|----|-------|---------------------|
|                                                                |                     | 期間 | 単位    |                     |
| 電柱、電線、<br>変圧塔、郵便<br>差出箱、公衆<br>電話所、広告<br>塔その他これ<br>らに類する工<br>作物 | 第1種電柱               | 年  | 1本    | 730                 |
|                                                                | 第2種電柱               |    |       | 1, 100              |
|                                                                | 第3種電柱               |    |       | 1, 500              |
|                                                                | 第1種電話柱              |    |       | 650                 |
|                                                                | 第2種電話柱              |    |       | 1, 000              |
|                                                                | 第3種電話柱              |    |       | 1, 400              |
|                                                                | その他の柱類              |    |       | 65                  |
|                                                                | 共架電線その他上<br>空に設ける線類 |    | 1メートル | 7                   |
|                                                                | 地下に設ける電線<br>その他の線類  |    |       | 4                   |
|                                                                | 路上に設ける変圧            |    | 1個    | 640                 |

|                                |                                  |   |          |          |
|--------------------------------|----------------------------------|---|----------|----------|
|                                | 器                                |   |          |          |
|                                | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所            |   |          | 1, 3 0 0 |
|                                | 郵便差出箱及び信書便差出箱                    |   |          | 5 5 0    |
|                                | 地下に設ける変圧器                        |   | 1 平方メートル | 3 9 0    |
|                                | 広告塔                              |   |          | 4, 3 0 0 |
|                                | 通路橋又は上屋その他これらに類するもの              |   |          | 2 3 0    |
|                                | その他のもの                           |   |          | 1, 3 0 0 |
| 水管、下水<br>管、ガス管<br>その他これらに類する物件 | 外径が 0. 0 7 メートル未満のもの             | 年 | 1 メートル   | 2 7      |
|                                | 外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの |   |          | 3 9      |
|                                | 外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの |   |          | 5 9      |
|                                | 外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの |   |          | 7 8      |
|                                | 外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの   |   |          | 1 2 0    |

|                                       |                     |            |                            |         |                |       |
|---------------------------------------|---------------------|------------|----------------------------|---------|----------------|-------|
|                                       |                     |            | 外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの |         |                | 160   |
|                                       |                     |            | 外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの |         |                | 270   |
|                                       |                     |            | 外径が 0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの |         |                | 390   |
|                                       |                     |            | 外径が 1.0メートル以上のもの           |         |                | 780   |
| 鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設 |                     |            | 年                          | 1平方メートル |                | 1,300 |
| 地下街、地下室その他これらに類する施設                   | 地下街及び地下室            | 階数が 1のもの   | 年                          | 1平方メートル | Aに0.005を乗じて得た額 |       |
|                                       |                     | 階数が 2のもの   |                            |         | Aに0.008を乗じて得た額 |       |
|                                       |                     | 階数が 3以上のもの |                            |         | Aに0.01を乗じて得た額  |       |
|                                       | 上空に設ける通路            |            |                            |         | 2,100          |       |
|                                       | 地下に設ける通路            |            |                            |         | 1,300          |       |
|                                       | その他のもの              |            |                            |         | 1,300          |       |
|                                       |                     |            |                            |         |                |       |
| 露店、商品置場その他これらに類する施設                   | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの |            | 日                          | 1平方メートル | 43             |       |
|                                       | その他のもの              |            | 月                          |         | 430            |       |
| 看板、標識、旗ざお、パー                          | 看板(ア)一チで            | 一時的に設けるも   | 月                          | 1平方メートル | 430            |       |

|                |                                      |                     |   |         |          |
|----------------|--------------------------------------|---------------------|---|---------|----------|
| キングメーター、幕及びアーチ | あるもの                                 |                     |   |         |          |
|                | のを除く。）                               | その他のもの              | 年 |         | 4, 3 0 0 |
|                | 標識                                   |                     | 年 | 1本      | 1, 0 0 0 |
|                | 旗ざお                                  | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 日 |         | 4 3      |
|                |                                      | その他のもの              | 月 |         | 4 3 0    |
|                | 幕（工事用施設であるものを除く。）                    | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 日 | 1平方メートル | 4 3      |
|                |                                      | その他のもの              | 月 |         | 4 3 0    |
|                | アーチ                                  | 車道を横断するもの           | 月 | 1基      | 4, 3 0 0 |
|                |                                      | その他のもの              |   |         | 2, 1 0 0 |
|                | 工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料 |                     | 月 | 1平方メートル | 4 3 0    |
|                | 防火地域内における耐火建築物、仮設建築物                 |                     |   |         | 1 3 0    |

#### 附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の改正規定に

については、橿原市税外債権管理条例（令和元年橿原市条例第36号）の施行の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の橿原市道路占用料に関する条例第5条の規定（延滞金に関する部分に限る。）は、占用料に係る延滞金のうち同条の規定の施行の日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

理由 道路法施行令の一部改正により、道路占用料等の見直しが行われたほか、橿原市税外債権管理条例の制定により、延滞金計算の規定が整備されたため、所要の改正を行うもの

議第 13 号

檀原市上水道給水条例の一部改正について

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例

檀原市上水道給水条例（昭和 36 年檀原市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条を次のように改める。

第 34 条 削除

附 則

この条例は、檀原市税外債権管理条例（令和元年檀原市条例第 36 号）の施行の日から施行する。

理由 檀原市税外債権管理条例の制定により、税外債権一般の放棄事由が定められたため、水道料金等の債権の放棄事由をこれに統一する改正を行うもの